

地球環境の
保全に
寄与できます。

LOW
コストの
削減と効率化が
図れます。

ごみ減量・リサイクル推進のメリット

企業イメージ
の向上に
つながります。

従業員の
意識啓発が
行えます。

発行
平成 30 年 12 月
豊島清掃事務所
豊島区池袋本町 1-7-3
TEL : 3984-9681



このテキストは再生紙を使用しています。

廃棄物管理責任者講習会

テキスト



目次

1 根拠法令	3
（1）循環型社会形成にかかる法令	3
（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律	3
（3）廃棄物の分類	3
（4）産業廃棄物の具体例	4
（5）特別区における廃棄物処理のしくみ	5
（6）事業系廃棄物の処理	5
2 事業用大規模建築物の所有者等の責務	6
3 廃棄物管理責任者	7
（1）廃棄物管理責任者の役割	7
（2）立入調査の実施	8
4 ごみ減量システム	9
（1）ごみ減量システムの構築	9
（2）システム構築のポイント	10
5 具体的な取り組み事例	11
（1）環境整備・意識改革	11
（2）ごみ減量・リサイクル	11
（3）ミックスペーパー（その他の紙）リサイクルへの取り組み方	12
6 提出書類の作成方法	13
（1）提出書類	13
（2）提出書類の記入例	14
7 廃棄物管理責任者講習会 Q & A	19

<資料編>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）
豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例（抜粋）
豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する規則（抜粋）
豊島区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（抜粋）

1

根拠法令

（１）循環型社会形成にかかる法令

廃棄物・リサイクル問題の解決のため、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律です。

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| ①循環型社会形成推進基本法 | ②資源有効利用促進法 | ③廃棄物処理法 |
| ④容器包装リサイクル法 | ⑤家電リサイクル法 | ⑥自動車リサイクル法 |
| ⑦建設リサイクル法 | ⑧食品リサイクル法 | ⑨グリーン購入法 |

（２）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に事業者の責務が規定されています。

①第3条1項 事業者の自己処理責任

廃棄物の適正処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

②第3条2項 廃棄物の減量努力

廃棄物の減量・リサイクルの推進

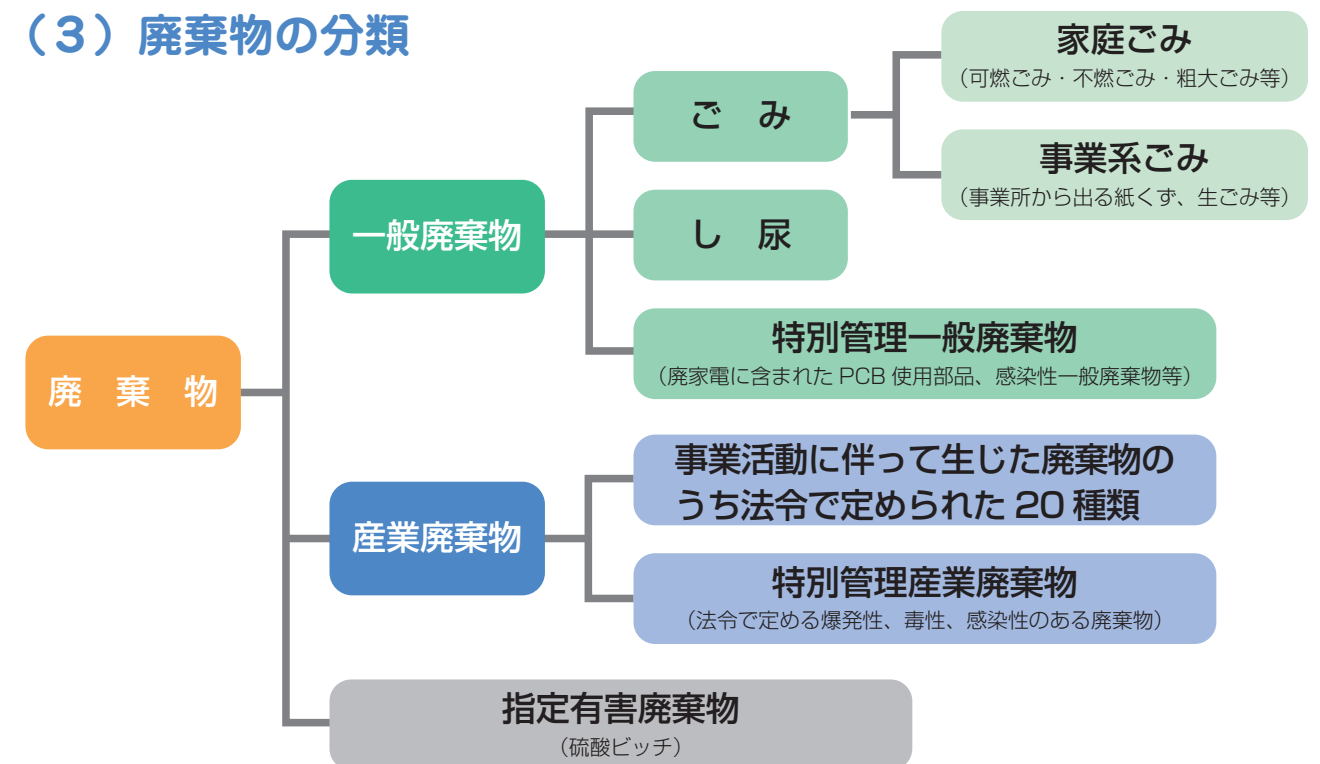
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

③第3条3項 公的機関への協力義務

豊島区の施策への協力

事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

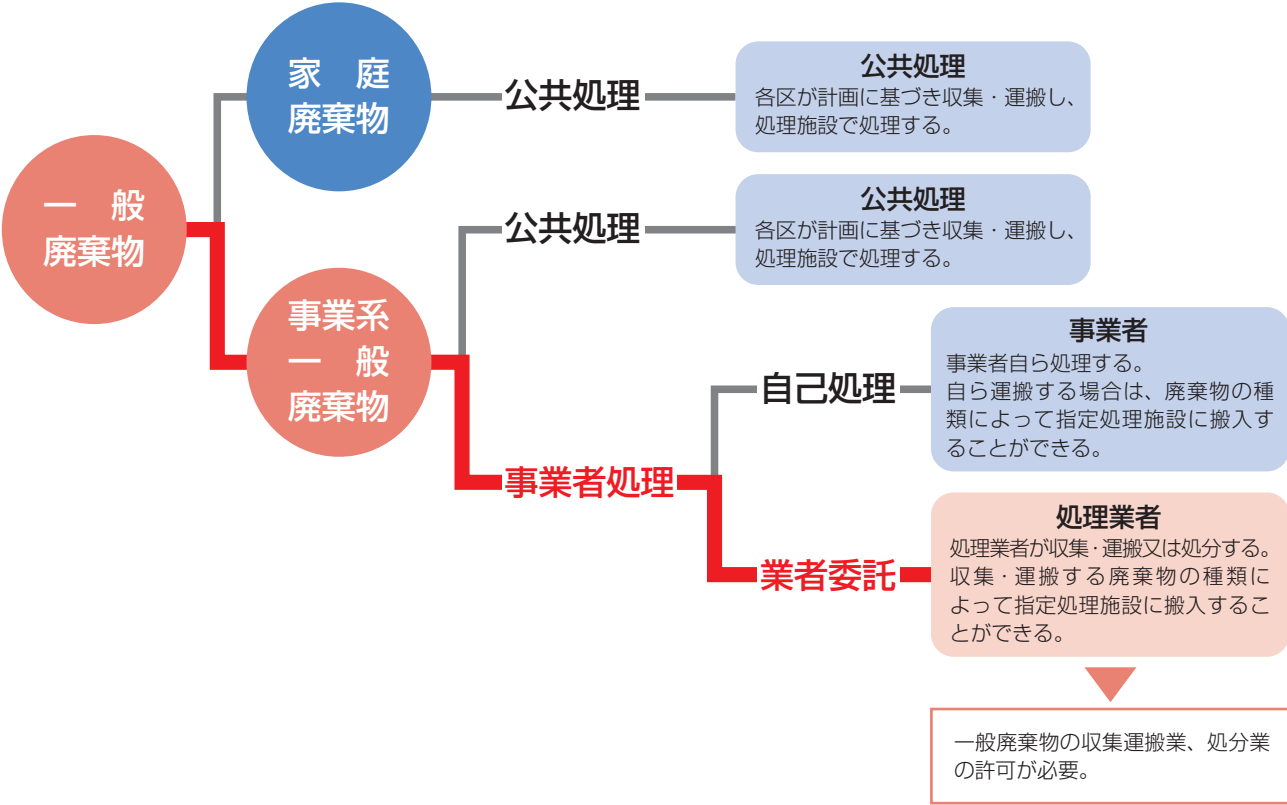
（３）廃棄物の分類



(4) 産業廃棄物の具体例

区分	種 類	具 体 的 な 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3) 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック類）
	(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属 金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず等
	(10) 鉱さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
排出する業種が限定されるもの	(13) 紙くず	以下の業種からの紙くずに限る →建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業 注：これ以外の業種から発生する、不要な書類やコピー用紙などは、事業系一般廃棄物
	(14) 木くず （※平成20年4月1日施行）	1. 以下の業種からの木くず、おがくず、パーク類などに限る →建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材または木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 ※ 注：これ以外の業種から発生するものは、事業系一般廃棄物 2. 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）※
	(15) 繊維くず	以下の業種からの天然繊維くずに限る →建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 注：これ以外の業種から発生する、不要な衣類やウエスなどは、事業系一般廃棄物
	(16) 動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(17) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物 魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの	

(5) 特別区における廃棄物処理のしくみ



(6) 事業系廃棄物の処理

①適正排出の制度 マニフェスト制度

マニフェストとは廃棄物の種類・量・排出場所を記載する複写式の伝票です。

マニフェストを使用することにより、廃棄物の種類や処理の流れが明確となり、不法投棄などの不適正処理を防止することができます。

マニフェストには、一般廃棄物管理票と産業廃棄物管理票があります。
一般廃棄物管理票→1日平均100kg以上排出する場合に作成義務
産業廃棄物管理票→常に作成義務

②廃棄物の契約

事業系廃棄物は、排出事業者が自らの責任において廃棄物処理の許可業者へ処理を委託するなど、適正に処理しなければなりません。

一般廃棄物は一般廃棄物処理業者へ、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ委託しましょう。

また、契約は法令により直接契約することが義務付けられています。

③廃棄物の処理金額の上限

民間収集業者へ処理を委託する場合、廃棄物には処理料金の上限が定められております。

一般廃棄物 1kgあたり 〇〇〇円（収集運搬 〇〇〇円 処理 〇〇〇円）

産業廃棄物 上限なし



2

事業用大規模建築物の所有者等の責務

豊島区では事業用途に供する延べ床面積 1000 ㎡以上の建築物を事業用大規模建築物と規定しています。

事業系廃棄物の減量

所有者は「事業系廃棄物」の減量・リサイクルを推進する。

廃棄物管理責任者の選任と再利用率計画書の提出

所有者は「廃棄物管理責任者」を選任し、毎年再利用率計画書を期日までに提出する。

テナントへの協力要請

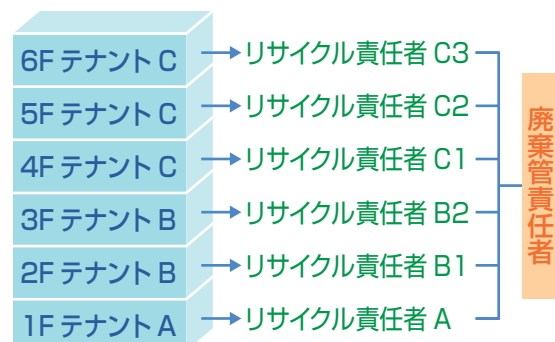
所有者は占有者（テナント）へ、廃棄物の減量・リサイクルの推進に関して協力を求める。

事業系廃棄物の保管場所の設置

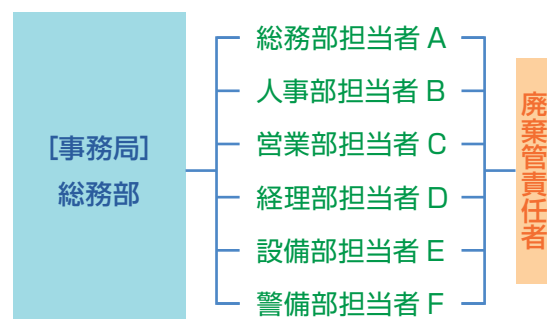
事業用大規模建築物を建設しようとする者は、事業系廃棄物と再利用対象物の保管場所を法令に従い設置する。

◆ビル全体の統一的な組織づくり

フロア1名のリサイクル責任者の例



各部のリサイクル責任者の例



ビル全体で統一の分別やリサイクルのルール作り、各テナント・部署が一体となって取り組むことは、ごみ減量・リサイクルに非常に大きな効果があります。

近年は、ISO14001 認証取得企業や環境への意識が高い企業が増えてきています。

そうした中で、ビル全体できめ細やかなリサイクルに取り組むことを求められる場面も増えてきています。ビル自体の資産価値を高める上でも、統一ルールを作り、積極的にごみ・減量リサイクルに取り組むことが必要です。

具体的には、テナントや部署ごとに「リサイクル責任者」を置く方法があります。

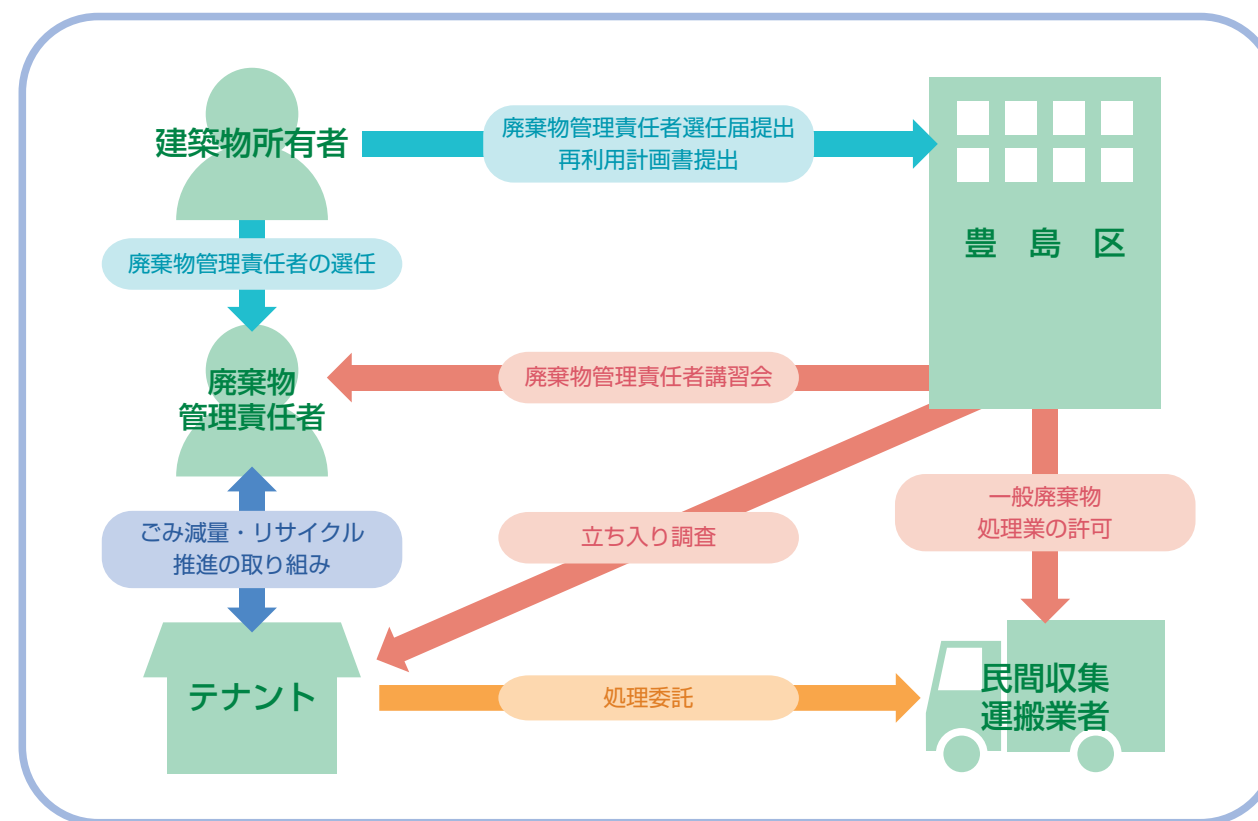
「リサイクル責任者」が、分別やリサイクルの取り組みがきちんと行われているか定期的にチェックをし、取り組みが不十分な点について、解決を図るための提案・改善を行うことで、統一的な取り組みが可能となります。

3

廃棄物管理責任者

廃棄物管理責任者とは建築物の所有者から選任された廃棄物処理の実務責任者です。

（１）廃棄物管理責任者の役割



処理状況の把握

廃棄物・再利用対象物の処理状況を把握する。

減量計画の立案と作成

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するための具体的な取り組みを企画・立案する。

関係者への協力要請と連絡調整

テナントや社員などの建築物使用者に対し廃棄物の発生抑制・再利用促進の協力を要請する。
また、豊島区と所有者・建築物使用者との窓口になり連絡等を調整する。

減量計画の検証

減量計画の実施状況や効果を検証し、改善点を挙げ次回の減量計画に反映させる。

廃棄物管理責任者講習会の受講

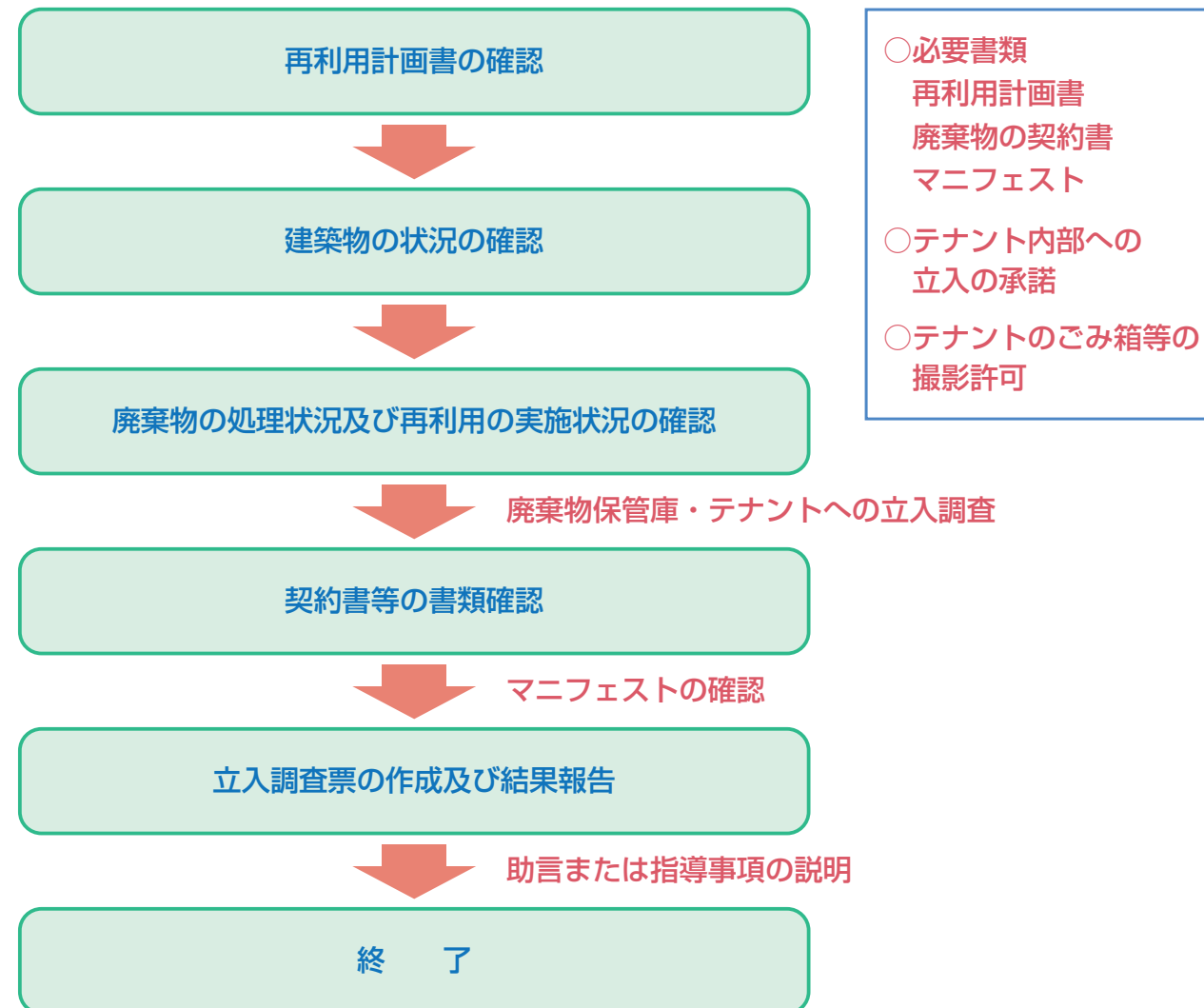
豊島区では、新たに選任された廃棄物管理責任者に対して講習会の受講を義務付けています。
廃棄物の減量やリサイクルの基本的な知識の習得や廃棄物の減量計画の円滑な推進を目的としています。

(2) 大規模建築物の立入調査の実施

「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」

第4条及び第66条に基づき、1000㎡以上の大規模建築物への立入調査を実施しています。その際、所有者に対し建築物に適したごみ減量やリサイクルについて、助言または指導をしています。

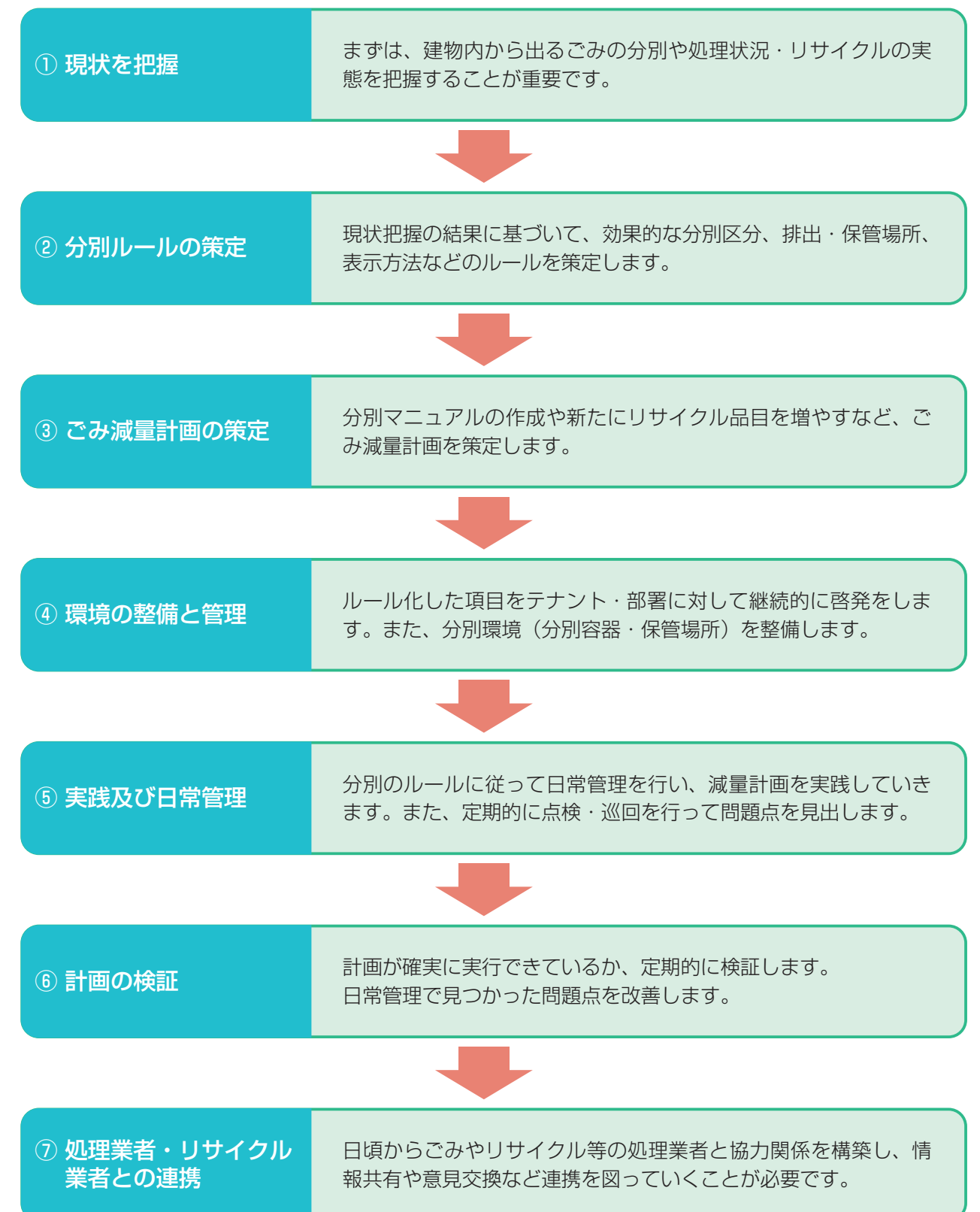
立入調査の流れ



4 ごみ減量システム

(1) ごみ減量システムの構築

ごみ減量システムは、廃棄物管理責任者一人で進めることはできません。テナントや部署ごとに担当の責任者を選任し、一体的な取り組みが実施できる体制を作りましょう。



(2) システム構築のポイント

① ごみの排出量の把握

- ・ごみの排出量の把握は、適正処理の確認や問題点・改善点の抽出に役立ちます。また、処理料金の適正化にも有効です。
- ・事業者自ら排出量を把握して、処理業者からの報告は参考程度にしましょう。

② ごみの排出量の算出方法（袋換算）

ごみを排出するたびに計量を行い、実量を把握するのが望ましい方法です。

但し、日々の計量が困難な場合はごみの種類ごとに換算値を算出して排出量を推計します。

換算値は、実量に基づき容器単位や袋単位で算出します。

算出した換算値をもとに、月の排出量や年間の排出量を推計します。

把握をした排出量は月報・年報として保管をしましょう。

※換算値の求め方

一定期間ごみを計量し、種類ごとに合計量を算出します。これを容器数・袋数で割ることで換算値を求めます。

例) 可燃ごみの換算値の求め方

$$\boxed{\text{1 週間の可燃ごみの重さ}} \div \boxed{\text{可燃ごみの袋数}} = \boxed{\text{可燃ごみ 1 袋あたりの換算値}} \quad \boxed{\text{可燃・不燃・資源など種類ごとに算出する}}$$

※年間の排出量の求め方

例) 一週間の袋数 × 換算値 × 4 週間 × 12 カ月

$$\boxed{\text{1 週間の袋数}} \times \boxed{\text{換算値}} \times \boxed{\text{4 週間}} \times \boxed{\text{12 か月}} = \boxed{\text{年間排出量}}$$

③ ごみ処理の流れの把握

- ・各フロア及び保管庫の分別状況やごみ処理の流れを確認します。
- ・ごみ処理の流れを把握することで問題点が明確になり、新たにリサイクルできるごみが見つかります。

④ 担当者会議の開催

- ・部署担当者会議（自社ビル等）やテナント担当者会議（テナントビル）の開催を行います。
- ・建物全体で処理方法や分別ルールなどを確認し、問題点を挙げ改善策を話し合います。

⑤ 無理のない取り組み

- ・全員が無理なく取り組めるような簡単なものから始めることが重要です。
- ・ひとりひとりの環境意識の向上や家庭でのごみの分別・減量にもつながります。

⑥ 事業者からの積極的なアプローチ

- ・日頃からごみの処理業者と廃棄物の情報を共有し、協力関係を構築しましょう。
- ・事業者から積極的に意見を提案しましょう。
- ・ごみ減量のヒントやリサイクルの方法についてアドバイスをしてもらいましょう。
- ・ごみ減量・リサイクルが進まない場合、処理業者の変更を検討しましょう。

5

具体的な取り組み事例

(1) 環境整備・意識改革

① マニュアルの作成

ごみ処理のマニュアルを作成して、建物内のごみ処理を統一している。

② 分別の徹底

すべてのごみ箱の近くに写真入りの分別例を掲示して、分別の徹底を図っている。

③ ごみ箱の表示の統一

すべてのごみ箱を同一の表示にし、分別しやすい環境を作っている。

また、混同しやすい不燃ごみについて表示をビニール・プラスチックなど具体的にしている。

④ 処理の確認

毎月一日をリサイクルデーに設定して、廃棄物管理責任者が各フロアの排出状況を点検している。点検後に各フロアの責任者と協議を行い改善点の確認や取り組みの評価をしている。

⑤ 紙の使用制限

部署ごとに紙の使用を制限して、できる限り電子媒体により職務を遂行している。

⑥ テナント会議

定期的にテナント会議を開催して、建物内のごみ処理について意見交換の場を設けている。

⑦ ごみ処理の意識改革

社員に対し研修を行い、ごみの排出場所は「リサイクルの現場である」ということを常に意識させている。



分別例

(2) ごみ減量・リサイクル

① 文房具のリサイクルBOXの設置

職場で使用しなくなった文房具をフロアごとに取りまとめ再利用している。

② ごみ箱の撤去

各机にあったごみ箱を撤去して、安易にごみを捨てられない状況を作っている。

③ 紙のリサイクルBOXの増設

仕事上で使用する紙をすべてリサイクルするため可燃ごみ容器を減らして、リサイクルBOXを増設している。

④ 弁当ガラの持ち帰り

職場で食べた弁当ガラの持ち帰りを社員に徹底している。

⑤ マイカップの使用

建物内の飲料器はマイカップを使用している。紙カップは一切使用していない。

⑥ 社員食堂の活用

- ・社員食堂の利用を啓発して、利用率の向上に取り組んでいる。
- ・利用を前日の申し込み制にして、無駄な食材を発生させないようにしている。
- ・生ごみ処理機を導入して、生ごみを肥料として再利用している。



分別の統一

（３）ミックスペーパー（その他の紙）のリサイクルへの取り組み方

ミックスペーパーはリサイクルできます！

ミックスペーパー（メモ用紙・封筒・紙袋・シュレッダーなど）は可燃ごみとして燃やしていませんか？
 ＯＡ用紙・新聞・段ボールなどの他の紙類と同様に、ミックスペーパーもリサイクルが可能です。

具体的な取り組み方

ＯＡ用紙・新聞・雑誌などのリサイクルＢＯＸとは別に段ボールやプラスチック等の箱を用意して、そこにミックスペーパー（その他の紙）を入れるようにしてください。（ミックスペーパー回収ＢＯＸ）

●意識改革●

- 従業員の意識啓発
紙類を捨てる場合は、きちんと分別の種類を把握して、それぞれのリサイクルＢＯＸへ各自が分別するようにします。
それぞれの紙の種類や分別方法を理解させる必要があります
- 実施内容の検証・点検
月に一回以上、紙のリサイクルがきちんと実施されているか確認してください。

●環境整備●

- 机周りの各自のごみ箱を廃止します。
- 従来のＯＡ用紙・新聞・雑誌のリサイクルＢＯＸとミックスペーパー回収ＢＯＸを用意して下さい。
- わかりやすく分別できるように分別表などを写真やイラスト入りで作成し、リサイクルＢＯＸの上部に貼付してください。

●コストの削減●

今まで、高い料金の可燃ごみとして処理していた紙を、安い料金のミックスペーパーで再生資源として契約するように変更しましょう！



従来のＯＡ用紙や新聞・雑誌がミックスペーパーに混入しないように注意してください。

6

提出書類の作成方法

（１）提出書類

①提出書類の種類

- ・廃棄物管理責任者の新任または変更時
「廃棄物管理責任者選任届」
 - ・毎年提出
「再利用計画書」
「ごみ処理・リサイクルフロー図」
「建築物使用事業者（テナント一覧）」
- ※提出書類の様式は、豊島区のホームページからダウンロードが可能です。

②廃棄物管理責任者選任届

- ・１部作成し、郵送または持参により清掃事務所に提出してください。
- ・届出期限は選任をした日から 30 日以内です。
- ・廃棄物管理責任者は建物内の廃棄物の状況を把握できる方でしたら資格や役職等（管理会社等でも可能です）は問いません。また、複数の建物を兼任することもできます。
- ・講習会の受講歴は豊島区の講習会を受講した場合のみ「有」に記入してください。
- ・講習会受講の有効期限は３年です。経過後に受講案内を郵送します。

③再利用計画書

- ・毎年１部作成し、清掃事務所に郵送または持参してください。その際、手元に控えを１部保管しておいてください。
- ・提出期限は５月 31 日です。
- ・テナントが独自に処理している分も含め、建築物全体の廃棄物について記入してください。
- ・複数の建築物を一括して提出できるのは、建築物の管理及び廃棄物の処理・保管が一体として行われている建築物に限ります。
- ・在館人員の欄は、一日平均の人数を記入してください。

④ごみ処理・リサイクルフロー図

- ・ごみの処理の流れを把握するため作成して頂きます。
- ・最終処分先まで記入してください。（区の収集を利用している事業者は「収集運搬業者」の欄に豊島区と記入してください。「最終処分先」の欄は空欄となります。）

⑤建築物使用事業者（テナント一覧）

建築物を複数のテナントが使用している場合、使用している事業者と使用している延床面積を記入してください。

※「再利用計画書」「ごみ処理・リサイクルフロー図」「建築物使用事業者（テナント一覧）」は一緒にご提出ください。

⑥提出先

〒 170-0011 東京都豊島区池袋本町 1-7-3
 豊島清掃事務所 事業用大規模建築物担当
 TEL 03-3984-9681

(2) 提出書類の記入例

①廃棄物管理責任者選任届の記入例

別記第4号様式（第24条関係）

豊島区長あて

令和〇〇年〇月〇日

豊島区東池袋〇-〇-〇

豊島区西池袋〇-〇-〇

株式会社〇〇 代表取締役〇〇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第45条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を下記のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日	令和〇〇年〇月〇日		
新任者	会社名	株式会社 〇〇〇〇	
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 豊島区東池袋〇-〇-〇	
	所属・職名	総務部長	
	ふりがな	としま たろう	※講習会受講歴（有・無） 受講年月日及び修了番号 年 月 日（証第 号）
	氏名	豊島 太郎	
	電話番号	〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇	
前任者	氏名	豊島 花子	
事由	・人事異動のため ・その他（ ）		

※所有者は、新任の廃棄物管理責任者を選任した日から6か月以内に廃棄物管理責任者講習会に出席させ、所定の講習を受けさせなければなりません。

②再利用計画書表面の記入方法

別記第5号様式（第25条関係）

事業用大規模建築物における再利用計画書

令和〇〇年〇月〇日

豊島区長

建築物名称 〇〇ビル

建築物所在地 豊島区東池袋〇-〇-〇

所有者住所 豊島区西池袋〇-〇-〇

所有者氏名 株式会社〇〇 代表取締役〇〇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第45条第3項の規定により、事業用大規模建築物における平成〇〇年度の再利用計画書を以下のとおり提出します。

建築物の属性			
地上 10階	地下 2階	事業用延べ床面積	10,700㎡
複数の建築物を一括して提出する場合の建築物名称等（下4行に記入）		建築物の用途	
建築物の名称	〇〇ビル別館	事務所	3社 7,200㎡
建築物の所在地	豊島区池袋〇〇丁目〇〇番〇〇号	店舗（飲食店を除く）	㎡
建階数（地上・地下）	地上3階 地下1階	飲食店・ホテル・式場	1店 900㎡
事業用延べ床面積	10,700㎡	工場・研究施設所	㎡
当該建築物を使用している事業者の名称（別紙添付可）		倉庫・流通センター所	㎡
〇〇銀行、〇〇不動産、〇〇商事		医療機関	2所 300㎡
〇〇クリニック、〇〇医院		その他（ ）	㎡
在館人数	従業員（テナント従業員を含む） 352人	住宅	5世帯 1,000㎡
	外来者（通学者を含む） 1500人	共有部分	2,300㎡
計 1,852人		計 11,700㎡	
廃棄物の種類	廃棄物収集運搬業者	許可番号	持込先
一般廃棄物	(株)〇〇産業	〇〇-〇〇〇〇〇	〇〇清掃工場
産業廃棄物	(株)〇〇商店	〇〇-〇〇〇〇〇	(株)〇〇商会
医療廃棄物	〇〇清掃(株)	〇〇-〇〇〇〇〇	(株)〇〇センター
再生資源の種類	再生資源回収業者	持込先	令和〇〇年〇月に設置した分別回収容器と紙類リサイクルBOXが定着し、再生可能なものがリサイクルされるようになった。
紙類	(株)〇〇商店	(株)〇〇製紙	
段ボール	(有)〇〇商会	〇〇興業	
厨芥	〇〇商事(株)	〇〇再生工場	
びん類	〇〇清掃(株)	〇〇ガラス	
金属類	〇〇センター(株)	〇〇産業	
廃油	(有)〇〇商事	〇〇油脂(株)	
今年度の目標		廃棄物管理責任者	
1 今年度計画と前年度実績を比較して増減した理由 〇分別されず焼却していた紙ごみをミックスペーパーとしてリサイクルすることになった為。		選任年月日	令和〇〇年〇月〇日
2 ごみ減量及び再利用についての今年度の目標 〇再利用率を全体で10%アップさせる。		会社名	株式会社 〇〇〇〇
3 今後の具体的取り組みについて 〇テナント会議を行い、ごみを減らすための協力を呼びかける。 〇ビル内を定期的に巡回して、分別状況・処理状況を点検する。		所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 豊島区東池袋〇〇丁目〇〇番〇〇号
		所属名・職名	総務部長
		ふりがな	としま たろう
		氏名	豊島 太郎
		電話番号	〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇
		(内線)	〇〇〇〇
		廃棄物管理責任者講習会受講歴	有・無 (該当する方へ○をつけてください)

●住宅部分を引いた面積を記入してください。

●空き室の面積も含めて記入してください。

●書ききれない場合は「建築物使用事業者（テナント一覧）」に記入して下さい。

●収集運搬業者に問い合わせて記入して下さい。区の収集に出している場合は「区収集」と記入して下さい。

●社員・テナントなどと話し合い、今年度の具体的な数値を記入してください。

●変更した場合は、「廃棄物管理責任者選任届」を提出してください。

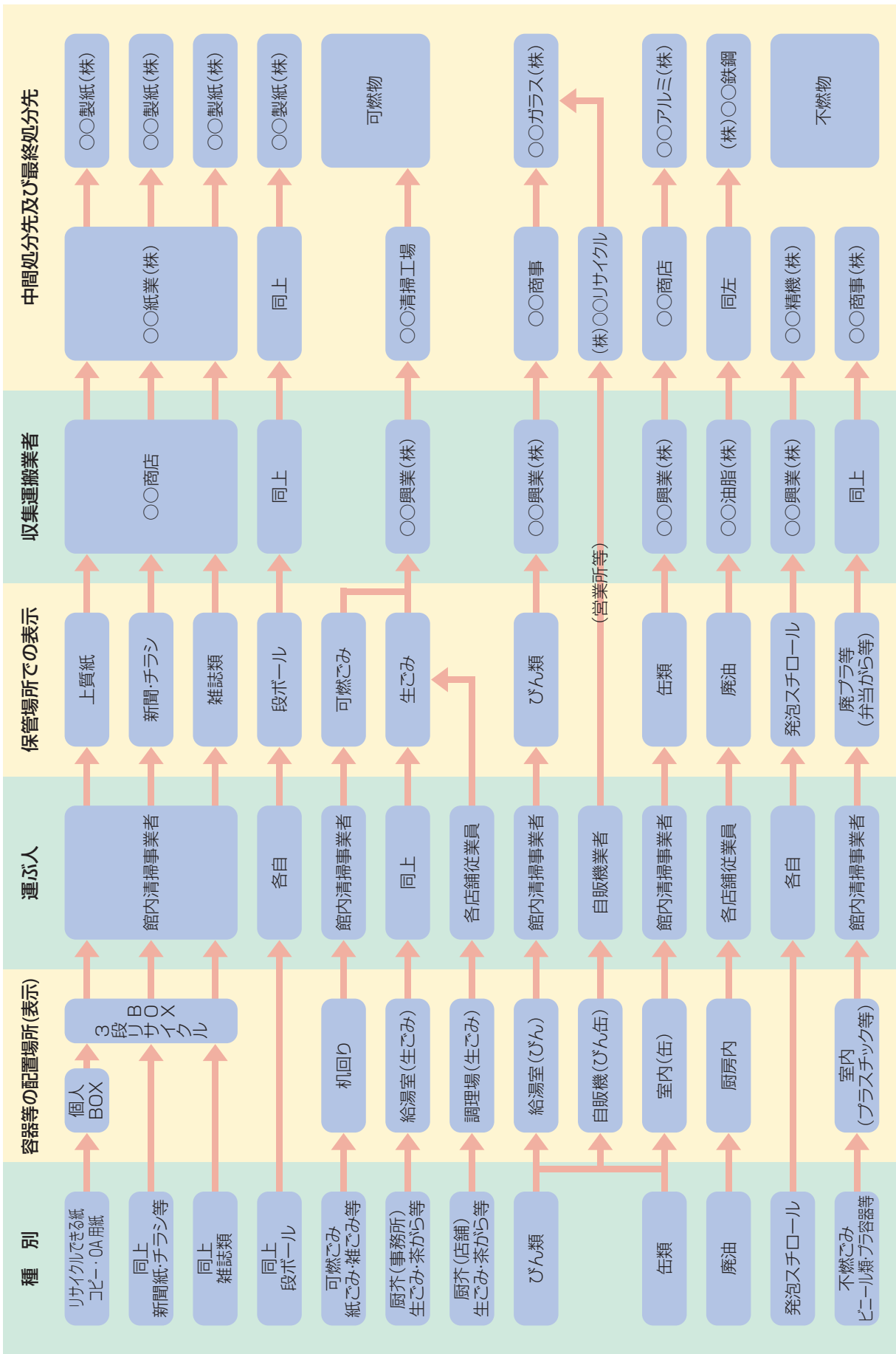
●豊島区の講習会を受講した場合のみ「有」に○をして下さい。

③再利用率計画書裏面の記入例

種 類				前年度実績（ 年 4 月～		年 3 月）	備 考	
				発生量 （A）	処 理 区 分			再利用率 （B ÷ A × 100）
					再利用率 （B）	廃棄量 （C）		
事業系廃棄物	可 燃 物	紙 類	①コピー・OA用紙	11.0 t	9.0 t	2.0 t	81.8%	・コピー用紙、上質紙、白い紙。 ・OA用連続帳票の量もこの欄に記入。
			②機密文書（一括処理 文書）等	4.0 t	4.0 t	0.0 t	100.0%	・年度で一括してリサイクル処理した文書や、機密性 の高い書類を通常の廃棄物処理とは別に処理してい る場合に量を記入。
			③雑誌・パンフレット・ 色付き紙	5.0 t	4.8 t	0.2 t	96.0%	・色付きOA用紙、板紙（お菓子の箱・ティッシュの 箱など）の量はこの欄に記入。
			④新聞紙・折込チラシ	1.0 t	0.8 t	0.2 t	80.0%	・新聞の折込みチラシはこの欄に記入。
			⑤段ボール	4.2 t	4.2 t	0.0 t	100.0%	
			⑥ミックスペーパー	8.0 t	0.0 t	8.0 t	0.0%	・上記以外のリサイクルしている紙類全て。メモ用紙・ 封筒・包装紙・紙袋等。 ・シュレッダー屑の量も含む。
			⑦その他（ ）	12.0 t	0.0 t	12.0 t	0.0%	・焼却処理している紙ごみの量を記入。
			紙類小計（①～⑦の計）	45.2 t	22.8 t	22.4 t	50.4%	
	そ の 他	⑧厨芥（茶殻・残飯等 の生ごみ）	t	t	t	%		
		⑨木・草・繊維等	t	t	t	%	その他の一般廃棄物（リサイクル不可の紙類を除く） についてはこの欄に記入してください。	
	可燃物合計 （①～⑨の合計）・・・（a）			45.2 t	22.8 t	22.4 t	50.4%	
	不 燃 ・ 焼 却 不 適 物	再 生 利 用 物	⑩飲食用びん類	1.4 t	1.4 t	0.0 t	100.0%	ベンダー業者が回収（自動販売機設置業者が回収） する量も記入。
			⑪飲食用缶類	3.1 t	3.1 t	0.0 t	100.0%	
			⑫ペットボトル	1.8 t	1.8 t	0.0 t	100.0%	
			⑬食用油	0.4 t	0.4 t	0.0 t	100.0%	
		そ の 他	⑭弁当がら	5.5 t	0.0 t	5.5 t	0.0%	・一般廃棄物の「焼却残灰」「汚でい」の量を記入。 ・産業廃棄物の「燃え殻」「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃 アルカリ」「廃プラスチック類」「ゴムくず」「金属 くず」「ガラスくず・陶磁器くず」「鉱さい」「がれ き類」「ばいじん」の量を記入。
			⑮その他	7.0 t	2.1 t	4.9 t	30.0%	
		不燃物・焼却不適物合計 （⑩～⑮の合計）・・・（b）			19.2 t	8.8 t	10.4 t	45.8%
	⑯特定の事業活動に伴う 可燃物・・・（c）			t	t	t	%	・産業廃棄物の「木くず」「紙くず」「繊維くず」等の 量を記入。
総 合 計 （a）+（b）+（c）				64.4 t	31.6 t	32.8 t	49.1%	

④ごみ処理・リサイクルフロー図 記入例

建築物名
令和 年 月 日現在



7

廃棄物管理責任者講習会Q＆A

⑤建築物使用事業者（テナント）一覧 記入例

建築物名称：○○ビル

令和 年 月 日現在

No.	フロア	部屋番号	事業者名称（店舗名）	用途	延床面積
1	B 1 階		○○酒店	5	400 ㎡
2	1 階		○○酒店	2	400 ㎡
3	2 階		○○証券	2	400 ㎡
4	3 階		○○証券	2	400 ㎡
5	4 階	401	○○ファイナンス	1	200 ㎡
6	4 階	402	○○警備	1	100 ㎡
7	4 階	403	○○クリニック	6	100 ㎡
8	5 階		○○不動産	1	400 ㎡
9	6 階		○○不動産	1	400 ㎡
10	7 階	701	○○スポーツジム	10	200 ㎡
11	7 階	702	○○保育室	10	200 ㎡
12	8 階		住居	9	400 ㎡
13	階				㎡
14	階				㎡
15	階				㎡
16	階				㎡
17	階				㎡
18	階				㎡
19	階				㎡
20	階				㎡
				事業用途計	3200 ㎡
				住居用途計	400 ㎡

●用途は、1～9に当てはまらないテナントが「10. その他」になります。用途がわからない場合は空欄で記入してください。

用途

1. 事務室
2. 店舗（飲食店を除く）
3. 飲食店・ホテル・式場
4. 工場・研究施設
5. 倉庫・流通センター
6. 医療機関
7. 学校
8. 駅（プラットフォーム含む）
9. 住居
10. その他

- Q：廃棄物管理責任者はどのような者を選任したらよいのですか？
- A：建築物から生ずる廃棄物の減量及び適正処理の推進についての職務権限を有し、要綱第6条に定める役割を遂行できる者のうちから選任しなければなりません。
建物の廃棄物の流れを把握している実務責任者が適任です。
- Q：ビル全体を賃貸している場合は、所有者ではなく賃貸している会社から廃棄物管理責任者を選任できますか？
- A：その会社が、ビルを事実上占有しているのであれば、廃棄物管理責任者を選任することができます。
- Q：ビルに複数のテナントが入っている場合、そのテナントの中から廃棄物管理責任者を選任できますか？
- A：複数テナントの場合、各テナントはビル全体のごみの流れを十分把握できていない場合があります。
ビルの所有者が廃棄物管理責任者になれない場合は、ビル全体の管理を行っている会社から選任した方がよいでしょう。
- Q：講習会の受講は義務ですか？
- A：要綱第7条の規定により、所有者は廃棄物管理責任者に講習会を受講させる義務があります。
- Q：他の自治体で講習会を受講したことがあります。再度受講する必要がありますか？
- A：清掃・リサイクル行政は各自自治体が特色ある取り組みをしています。他の自治体での受講歴がある場合でも、改めて豊島区の講習会を受講してください。
- Q：年度途中で廃棄物管理責任者が異動してしまいました。どうすればよいのですか？
- A：変更があった時点で新しい廃棄物管理責任者を選任して、選任届を提出してください。
廃棄物管理責任者選任届の様式（ワード形式）は、豊島区のホームページからダウンロードできます。
- Q：急遽講習会を受講できなくなりました。どうすればよいのですか？
- A：講習会は年に複数回開催します。受講できなかった方には、改めて講習会のご案内をします。
- Q：廃棄物管理責任者が講習会に出席できなくなったので、代理を出席させたいが可能ですか？
- A：講習会は廃棄物管理責任者以外の方も出席できます。但し、廃棄物管理責任者の講習会受講義務は残ります。
- Q：「再利用計画書」「ごみ処理・リサイクルフロー図」「建築物使用事業者（テナント一覧）」は、毎年作成しなければならないのですか？
- A：区条例および規則により、毎年5月31日までに区長あて提出することが義務づけられています。
- Q：提出書類の書き方等、後日不明な点が出てきた場合、どちらに問い合わせればよいのですか？
- A：豊島清掃事務所 事業系大規模建築物担当にお問合わせください。
電話：03-3984-9681

資料編

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第一条（目的）

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条（定義）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

第二条の三（国民の責務）

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第三条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら

評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第四条（国及び地方公共団体の責務）

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たつては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

第十一条（事業者及び地方公共団体の処理）

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

第3条（基本的責務）

3 区長は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する区民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 区長は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

第4条（指導又は助言）

区長は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理を行うため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第3節 事業者の責務

第10条

事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等

により、その減量を図らなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関し区の施策に協力しなければならない。

第2章 発生抑制、再利用による廃棄物の減量

第2節 事業者の減量義務

第14条（廃棄物の発生抑制等）

事業者は、物の製造、加工、販売等（以下「製造等」という。）に際して、長期間使用可能な製品を開発し、製品の修理体制を確保する等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

第15条（再利用の促進）

事業者は、物の製造等に際して、再利用の容易な製品、容器等の開発を行い、その再利用の方法についての情報を提供することにより、製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

第16条（適正包装等）

事業者は、物の製造等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずることにより、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理等

第1節 通則

第20条（事業系廃棄物の処理）

事業者は、生活環境の保全上支障が生じないうちに、事業系廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

第3節 一般廃棄物の処理

第27条（処理）

区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の処理の基準は、規則で定める。

第30条（事業系一般廃棄物等の排出方法）

事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。第49条において同じ。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、収納する容器の容量に相当する第51条第1項に規定する有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

第33条（改善命令等）

区長は、占有者が第28条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

第34条（事業者の処理）

事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第27条第3項に規定する処理の基準に従わなければならない。

第35条（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

事業者は、建物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業者は、排出する事業系一般廃棄物を前項に規定する保管場所に集めなければならない。

第36条（中間処理等の命令）

2 区長は、事業者に対し、事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

第37条（運搬等の命令）

区長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

第39条（改善命令等）

区長は、事業者が第34条又は第35条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

第5節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置等

第44条（大規模建築物の建設者等の義務）

大規模建築物（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、一般廃棄物の保管場所及び保管設備並びに再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、大規模建築物の建設者は、保管場所等について、規則で定めるところによりあらかじめ区長に届け出なければならない。

2 区長は、保管場所等（再利用対象物の保管場所については、大規模建築物のうちその事業用途に供する部分の床面積の合計が規則で定める基準に該当するもの（以下「事業用大規模建築物」という。））に設置されるものを除く。）

について、大規模建築物の建設者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

3 大規模建築物の占有者は、当該建築物から排出される一般廃棄物及び再利用対象物を保管場所等に集めるとともに、一般廃棄物の減量に関し当該建築物の所有者に協力しなければならない。

第 45 条（事業用大規模建築物の所有者の義務）

事業用大規模建築物の所有者は、再利用の促進等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用対象物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

第 46 条（改善勧告）

区長は、事業用大規模建築物の建設者が、再利用対象物の保管場所について第 44 条第 1 項の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までの規定に違反していると認めるときは、当該建設者又は所有者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。

第 47 条（公表）

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する規則（抜粋）

第 2 章 廃棄物の適正処理等

第 14 条（運搬等の命令に係る排出量）

条例第 37 条の規則で定める事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の量は、1 日平均又は臨時に 10 キログラム以上とする。

第 15 条（一般廃棄物管理票適用対象事業者）

条例第 38 条第 1 項の規則で定める事業者（以下第 18 条までにおいて「事業者」という。）は、事業系一般廃棄物を 1 日平均 100 キログラム以上又は臨時に排出する者とする。

第 21 条（大規模建築物の一般廃棄物保管場所等）

条例第 44 条第 1 項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積 1,000 平方メートル以上の建築物とする。

第 23 条（事業用大規模建築物）

条例第 44 条第 2 項の規則で定める基準は、1,000 平方

区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の建設者又は所有者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

第 48 条（収集拒否等）

区長は、前条第 1 項の規定による公表をした後において、事業用大規模建築物の建設者又は所有者が、なお、第 46 条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第 5 章 雑則

第 66 条（立入検査）

区長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 67 条（廃棄物管理指導員）

前条第 1 項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

メートル以上とする。

第 24 条（廃棄物管理責任者の選任等）

条例第 45 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する 2 以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、1 人の廃棄物管理責任者が当該 2 以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第 45 条第 2 項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任をした日から 30 日以内に、廃棄物管

理責任者選任届（別記第 4 号様式）により行わなければならない。

第 25 条（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

条例第 45 条第 3 項の規定による再利用に関する計画は、年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。)ごとに作成し、事業用大規模建築物における再利用計画書（別記第 5 号様式）により 5 月 31 日までに提出しなければならない。

豊島区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（抜粋）

第 2 条（対象建築物の延床面積の算定基準）

条例第 44 条第 2 項に規定する「事業用途に供する部分の床面積」とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。

2 鉄道の駅の床面積の算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

第 3 条（対象建築物の単位の基準）

条例に規定する建築物は、次に定めるものを除き棟を単位とする。

- (1) 学校、病院及び工場等、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物は、一棟の建築物とみなすことができる。
- (2) 大規模な市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合は、当該区域にある複数の建築物を一棟の建築物とみなすことができる。
- (3) 事業用途に供する床面積の合計が一千平方メートル以上の一棟の建築物であっても、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物とみなすことができる。この場合その所有又は管理にかかる面積が一千平方メートルに満たない場合でも、それぞれ、一棟の建築物とみなす。

第 4 条（対象建築物の所有者の範囲）

条例で規定する所有者とは、建築物に対し、民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者は所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者。
- (2) (1) の管理組合が構成されていない場合、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者。
- (3) 建築物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有して使用している者。
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者。

2 事業用大規模建築物のうち、その事業用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満のものの所有者については、区長が特に必要と認める場合を除き、条例第 45 条第 3 項の規定は、適用しない。

第 5 章 雑則

第 62 条（廃棄物管理指導員）

条例第 67 条の廃棄物管理指導員は、省令第 16 条の規定に準ずる資格を有する職員のうちから、区長が任命する。

第 5 条（廃棄物管理責任者の選任等）

廃棄物管理責任者の選任数は、前記第 3 条の「建築物の単位の基準」に基づき、各単位ごとに 1 名とする。

2 所有者は、建築物から生ずる廃棄物の減量及び適正処理の推進についての職務権限を有し、第 6 条に定める役割を遂行できる者のうちから、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

第 6 条（廃棄物管理責任者の役割）

廃棄物管理責任者は、次の事項を行うとともに、所有者及び占有者に対し、廃棄物の減量及び適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物・廃棄物の発生量及び処理状況の日常的な実態の把握。
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生・排出抑制の推進。
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用・資源化の推進。
- (4) 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制、再利用・資源化のための指導。
- (5) 豊島区及び所有者との連絡調整。

第 7 条（廃棄物管理責任者講習会の受講の義務）

所有者は、廃棄物管理責任者が第 6 条に規定する事項を遂行するにあたって、必要な知識を付与させるため、別に定める講習会を次の期間内に受講させるものとする。

- (1) 新任廃棄物管理責任者は、その選任をされた日から 6 か月以内
- (2) その他の廃棄物管理責任者は、3 年ごと

第 8 条（修了証の交付）

廃棄物管理責任者講習会受講修了者には、修了証（別記第 1 号様式）を交付する。

第 9 条（助言及び指導の実施）

区長は、所有者から廃棄物管理責任者選任届及び再利用計画書の提出があったとき、その職員をして、記載内容を審査させ、必要な助言と指導を行わせることができる。

2 区長は、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要に応じその職員をして、対象建築物に立ち入りさせ、助言及び指導を行わせることができる。